

マイナンバー「通知カード」の廃止について

マイナンバーを証明するための「通知カード」の新規交付や再交付は令和2年5月25日に廃止となりました。

出生や海外からの転入等によるマイナンバーの通知は、「個人番号通知書」でお知らせをします。

今後、ご自身のマイナンバーを証明する書類は、

- ・マイナンバーカード
- ・個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書
- ・通知カード（交付している通知カードの住所・氏名等が住民票に記載されているものと一致している場合のみ）

が使えます。

現在お持ちの交付申請書で、マイナンバーカードの申請をすることができます。改姓や住所変更がある場合でも申請書が使えます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話で交付申請書の請求ができます。請求した申請書は、自宅に郵送します。

この部分が交付申請書

お問い合わせ先 住民税務課 住民係 担当：築山 電話(0868)54-2985

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪と非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

昭和26年に始まり、毎年多数のご参加を得ながら広がり、本年記念すべき第70回を迎えました。

“社会を明るくする運動”のシンボルマークである『黄色い羽根』は、黄色いひまわりをイメージしたもので、地域社会があやまちを犯した人たちの立ち直りを支え、再び犯罪に手を染めさせないというネットワークを大きく広げていきたいという思いが込められています。

“社会を明るくする運動”と黄色い羽根の趣旨にご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係 (担当：片田)
電話 (0868) 54-2986
FAX (0868) 54-2891

